

第 2 章 騒音・振動・悪臭編

第 1 節 各種調査結果

1 騒音

(1) 一般環境騒音

ア 調査地点

表 2.1.1 のとおり、騒音規制法に基づき 58 地点において、騒音に係る環境基準の達成状況を把握するため、26 年度に県と関係市町が調査を実施した。

表 2.1.1 一般環境騒音の調査地点数（26 年度）

市 町	調査地点数	市 町	調査地点数
富 山 市	16 (16)	小 矢 部 市	17 (17)
魚 津 市	3 (0)	射 水 市	4 (4)
氷 見 市	6 (6)	朝 日 町	4 (4)
滑 川 市	8 (7)	合 計	58 (54)

注 () 内は、調査地点数のうち、環境基準が定められている地点であって、昼間及び夜間とも調査を実施した地点数である。

イ 環境基準の達成状況

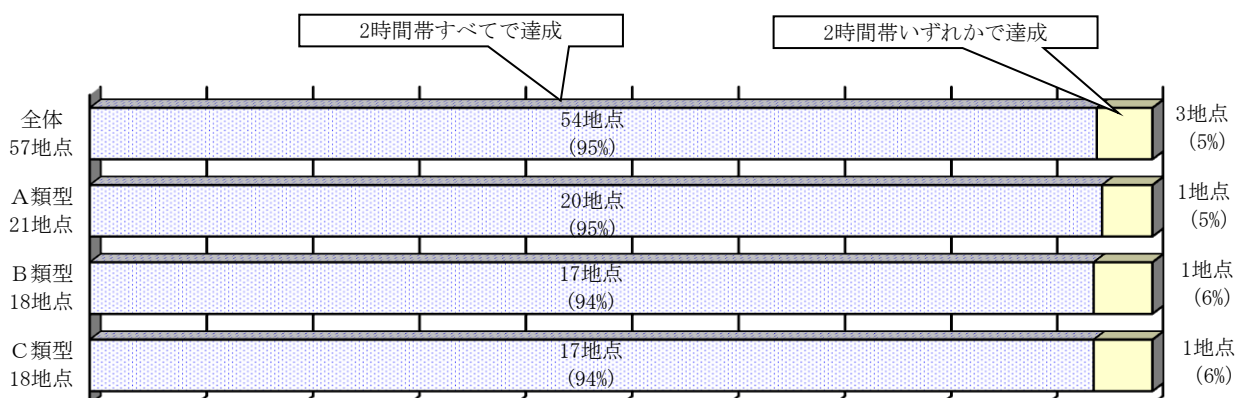
一般環境騒音の環境基準達成率は、表 2.1.2 及び図 2.1.1 のとおり 95%であった。

表 2.1.2 一般環境騒音の環境基準達成率（26 年度）

区 分	測定地点数	全 部 達 成	一 部 達 成
道路に面する地域以外の区域	57	54 (95)	3 (5)

注 () 内の数値は、測定地点数に対する環境基準達成地点数の割合で、単位は%である。

図 2.1.1 一般環境騒音の環境基準達成状況（26 年度）



(2) 自動車騒音
ア 調査地点

騒音に係る環境基準の達成状況を把握するため、騒音規制法に基づき 26 年度に県と関係市町が調査を実施した。調査地点は表 2.1.3 のとおりである。

表 2.1.3 自動車騒音の調査地点数 (26 年度)

市 町	調査地点数		市 町	調査地点数	
	市 町	県		市 町	県
富山市	13	0	黒部市	2	0
高岡市	26	0	砺波市	3	0
魚津市	16	0	射水市	10	0
氷見市	11	0	朝日町	5	0
滑川市	10	0	入善町	0	3
小矢部市	5	0	合 計	101	3

注 1 調査地点数とは、昼間(6時～22時)及び夜間(22時～翌日6時)の2時間帯ともに調査を行った地点数である。
2 上記調査地点数のうち面的評価を実施したのは県3地点(3区間)、市23地点(22区間)である。

イ 環境基準の達成状況

面的評価(環境基準を超過する住居等の戸数及び割合について評価)を行っている地点の環境基準の達成状況は、表 2.1.4 のとおり、達成戸数は 6,165 戸数中 5,966 戸(97%)であった。これは、表 2.1.5 のとおり 25 年度と同程度となった。また、県が実施した自動車騒音の調査結果は、表 2.1.6 のとおりである。

表 2.1.4 自動車騒音の環境基準達成状況 (26 年度)

道路種別 (道路に面する地域)	評価 区間数	評価対象戸数	達成区間数	達成戸数	環境基準達成率 (%)
高 速 道 路	0	0	0	0	-
国 道	8	1,765	5	1,655	94
県 道	16	3,990	11	3,912	98
市 道	2	410	1	399	97
計	26	6,165	17	5,966	97

注 1 評価区間数とは、面的評価を行った区間数である。
2 評価対象戸数とは、評価区間における住居等の戸数である。
3 達成区間数とは、評価区間における住居等の全てが昼間(6時～22時)及び夜間(22時～翌日6時)ともに環境基準を達成している区間の数である。
4 達成戸数とは、評価対象戸数のうち昼間及び夜間ともに環境基準を達成している住居等数である。

表 2.1.5 自動車騒音の環境基準達成率の経年変化

区 分	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
達成区間数/評価区間数	9/14 (64)	6/14 (43)	11/25 (44)	17/29 (59)	17/26 (65)
達成戸数/評価対象戸数	4,125/4,199 (98)	2,418/2,882 (84)	4,332/6,357 (68)	7,073/7,293 (97)	5,966/6,165 (97)

注 () 内の数値は、環境基準達成率で、単位はパーセントである。

表 2.1.6 自動車騒音の調査結果 (26 年度)

地域の類型	調査地点数	昼 間 (デシベル)	夜 間 (デシベル)
		(6時～22時)	(22時～6時)
A	8	42 ～ 67	36 ～ 62
B	19	53 ～ 70	49 ～ 70
C	33	45 ～ 74	44 ～ 70
特例	25	62 ～ 73	55 ～ 69
その他	19	47 ～ 75	44 ～ 71

注 騒音の測定は、県、11 市町が 104 地点で実施した。

(3) 航空機騒音

県では、航空機騒音に係る環境基準の達成状況を把握するため、4地点で調査を実施した。その結果、すべての地点において環境基準を達成していた。航空機騒音の年度別推移は表2.1.7のとおりである。

表 2.1.7 航空機騒音の調査結果

(単位：dB)

調査地点名	調査時期	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
富山市萩原	春季	69	66	68	53	51
	夏季	70	68	68	52	54
	秋季	70	68	68	54	54
	冬季	68	68	67	52	52
	年間	69	68	68	53	53
富山市塚原	春季	69	68	68	53	50
	夏季	69	68	67	50	52
	秋季	70	67	69	53	53
	冬季	68	70	68	50	51
	年間	69	68	68	52	52
富山市新保	春季	69	65	63	51	48
	夏季	64	62	64	50	47
	秋季	64	64	63	49	49
	冬季	65	63	65	51	50
	年間	66	64	64	50	49
富山市婦中町萩島	春季	70	70	69	54	52
	夏季	68	70	70	51	53
	秋季	68	69	69	53	53
	冬季	67	67	64	53	53
	年間	69	69	68	53	53
環境基準		類型II (WECPNL75以下)			類型II (L_{den} 62以下)	

注 1 騒音調査結果は、各調査時期においてそれぞれ7日間連続測定したものである。

2 環境基準との評価は、年間値で行う。

3 航空機騒音に係る環境基準については、25年4月1日より評価指標がWECPNLから L_{den} に変更されている。

2 振動

道路交通振動

表 2.1.8 のとおり、7 市町が 62 地点において調査を実施したところ、いずれの地域においても、表 2.1.9 に示すように道路交通振動に係る公安委員会への要請限度と比較して低い値であった。

表 2.1.8 道路交通振動の調査地点数（26 年度）

市 町	調査地点数	市 町	調査地点数	市 町	調査地点数
富 山 市	11	滑 川 市	10	朝 日 町	5
高 岡 市	20	小 矢 部 市	4	合 計	62
氷 見 市	3	射 水 市	9		

表 2.1.9 道路交通振動の調査結果（26 年度）

区 域 区 分		地点数	昼間（デシベル）	夜間（デシベル）
			8 時～19 時	19 時～翌日 8 時
第 1 種区域	第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域	19	21～51 (65)	14～41 (60)
第 2 種区域(1)	近隣商業地域、商業地域、準工業地域	29	21～58 (70)	18～46 (65)
上記の区域以外		14	25～58	18～50

注 1 () 内の数値は、道路管理者又は公安委員会に対する要請限度である。

2 区域区分の地域は、都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に掲げる用途地域である。